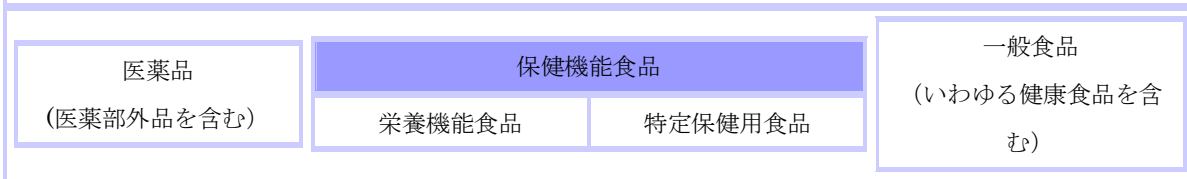


栄養機能食品について

保健機能食品制度について

「保健機能食品制度」は、食生活が多様化し様々な食品が流通する今日、消費者の方が安心して食生活の状況に応じた食品の選択ができるよう適切な情報提供をすることを目的として平成 13 年に制度化されました。「保健機能食品」は、「栄養機能食品」と「特定保健用食品」の2つに分類されます。

<名称及び分類>



栄養機能食品とは？

栄養機能食品とは、高齢化やライフスタイルの変化等により、通常の食生活を行うことが難しく1日に必要な栄養成分を取れない場合に、その補給・補完のために利用してもらうための食品です。

1日当たりの摂取目安量に含まれる栄養分量が、国が定めた上・下限値の規格基準に適合している場合、その栄養成分の機能の表示ができます。機能の表示と併せて、定められた注意事項等を適正に表示しなければなりません。国への許可申請や届出は必要ありません。



栄養機能食品は、食品衛生法施行規則において、

「食生活において特定の栄養成分の補給を目的として摂取をする者に対し、当該栄養成分を含むものとして国が定める基準に従い当該栄養成分の機能の表示をするもの(健康増進法第 26 条第5項に規定する特別用途食品及び生鮮食品(鶏卵を除く。))を除く。」と規定されています。(食品衛生法施行規則第 21 条第1項第1号シ)

栄養機能食品として表示ができる栄養成分とは、どのようなものでしょうか。

栄養機能食品の表示の対象となる栄養成分は、人間の生命活動に不可欠な栄養素で、科学的根拠が医学的・栄養学的に広く認められ確立されたものです。現在は、ミネラル 5 種類、ビタミン 12 種類について、規格基準が定められています。

現在、規格基準が定められている栄養成分

| | |
|-------|---|
| ミネラル類 | カルシウム、亜鉛、銅、マグネシウム、鉄 |
| ビタミン類 | ナイアシン、パントテン酸、ピオチン、ビタミン A、ビタミン B1、ビタミン B2、ビタミン B6、ビタミン B12、ビタミン C、ビタミン D、ビタミン E、葉酸 |

栄養機能食品として栄養成分の機能を表示するには、定められた規格基準を守り、定められた表示をすることが必要です！

1日当たりの摂取目安量に含まれる栄養成分量が、国が定めた上・下限値の規格基準に適合している場合、その栄養成分の機能の表示ができます。機能の表示と併せて、定められた注意喚起表示等を適正に表示しなければなりません、国への許可申請や届出は必要ありません。

詳細については、消費者庁ホームページをご覧ください。

<表示例>

右記の表示例の場合、一日当たりの摂取目安量が3粒であり、3粒中のカルシウム含有量がカルシウムの下限・上限の基準値(210mg以上600mg以下)を満たしているため、カルシウムについての機能の表示ができます。



栄養機能食品（カルシウム）

カルシウムは、骨や歯の形成に必要な栄養素です。

商品名：○○○

栄養成分表示（3粒（1g）当たり）

エネルギー 2kcal たんぱく質 0.2g 脂質 0g

炭水化物 0.6g ナトリウム 1mg カルシウム 400mg

一日当たりの摂取目安量：1日当たり3粒を目安にお召し上がり下さい。

摂取の方法及び摂取する上での注意事項：

かまずに水などでお飲み下さい。

本品は、多量摂取により疾病が治癒したり、より健康が増進するものではありません。一日の摂取目安量を守ってください。

一日当たりの摂取目安量に含まれる当該栄養成分の量が栄養素等表示基準値に占める割合：カルシウム57%

本品は、特定保健用食品と異なり、消費者庁長官による個別審査を受けたものではありません。

食生活は、主食、主菜、副菜を基本に、食事のバランスを。

調理又は保存の方法：

保存は高温多湿を避け、開封後はキャップをしっかりと閉めてお早めにお召し上がりください。

<栄養機能食品として表示が必要な事項>

1. 栄養機能食品である旨及び栄養成分の名称
機能を表示する栄養成分の名称を、消費者に一目でわかるような場所に「栄養機能食品(カルシウム)」等、栄養機能食品である旨の表示に続けてかっこ書きで表示します。
2. 栄養成分の機能
機能の表示は、主旨が同じであっても、定められた事項以外の表示は認められていません。
3. 栄養成分量及び熱量

栄養表示基準に従った表示とすること。

4. 1日当たりの摂取目安量

5. 摂取の方法及び摂取する上での注意事項(注意喚起表示)

注意喚起表示は、主旨が同じでも、定められた事項以外の表示は認められていません。

6. 1日当たりの摂取目安量に含まれる機能表示する成分の栄養素等表示基準値に占める割合
食品に栄養素等表示基準値に占める割合の表示を行う場合は、栄養素等表示基準値を参考にしてください。

7. 調理又は保存の方法に関し、注意を必要とするものはその注意事項

8. バランスの取れた食生活の普及啓発を図る文言

「食生活は、主食、主菜、副菜を基本に、食事のバランスを。」と表示します

9. 消費者庁長官の個別の審査を受けたものではない旨

「本品は、特定保健用食品と異なり、消費者庁長官による個別審査を受けたものではありません。」
と表示します。

※表示事項は、原則8ポイント以上の活字で記載します。ただし、容器包装又は包装の表示面積が150平方センチメートル以下の場合、5.5ポイント以上の活字で記載してもよいことになっています。

栄養機能食品に、下記のような表示をすることは禁止されています。

1. 機能表示が認められていない成分の機能の表示

2. 特定保健用食品で許可されている、「お腹の調子を整える」「など、特定の保健の目的に役立つ旨の表示

3. 医薬品と誤認されるような疾病の診断、治療、予防等に関する表現

栄養機能食品の表示に関するご相談については、お近くの保健所等へ